

令和6年度で経過措置終了となった 事項等について

～居宅介護支援～
～地域密着型サービス～

令和7年度 集団指導資料
〔高齢者あんしん課 介護認定係〕

目次

1. 業務継続計画未策定減算
2. 「書面揭示」規制の見直し
3. 身体拘束廃止未実施減算【※（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所】

※このページ以降の資料において、**青文字**で記載しているところは、クリックしていただくと関連するホームページサイトを開くことができます。

1.業務継続計画未策定減算

(1) 業務継続計画未実施減算の概要

事業所においては、感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスを提供できる体制を構築するために、計画策定の徹底が求められており、(2)に記載の要件に該当した場合は、所定の単位数減算となります。

(2) 減算に該当する場合

令和7年4月1日から、以下に記載の要件に該当した場合は、減算となります。

- ・業務継続計画を策定していない場合
- ・事業所が作成した当該計画に記載の措置事項が実施されていない場合
(例) 事業所において、訓練を2回実施すると記載していたが、運営指導等において、訓練の実施が確認できなかった場合など

(3) 減算の単位

- ・認知症対応型共同生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 所定単位数の100分の3
 ・居宅介護支援事業所
 ・認知症対応型共同生活介護を除く地域密着型サービス事業所 } 所定単位数の100分の1

(4) 減算の期間

(2) の事項に該当する事実が発生した場合、その翌月から状況が解消するに至った月まで減算となる。
ただし、事実が発生した日が、月の初日であった場合は、その月から状況が解消するに至った月まで減算となる。

2. 「書面掲示」規制の見直し

(1) 「書面掲示」規制の見直しの概要

令和7年4月1日から、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として**ウェブサイトに掲載・公表しなければならない**こととなっています。

(2) ウェブサイトへの掲載・公表方法について

以下のいずれかの方法で掲載・公表を行ってください。

- ・ 法人ホームページを用いる方法
- ・ 介護サービス情報公表システムを用いる方法

(3) 掲載・公表における注意点

掲載・公表する勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示することが目的ですので、氏名まで掲示することを求めるものではありません。

(4) 介護サービス情報公表システムについて

ホームページを作成せずとも、当該システムを用いることができます。

法人のホームページ等がなく、ウェブサイトへの掲載・公表が完了していない事業所においては、こちらに掲載・公表してください。

(URL) [厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム](#)

また、事業所においては、新たにサービスを開始しようとする際、また1月1日を基準日とし、基準日前の1年間において100万を超える介護報酬の支払いを受けた際は、県に報告が必要になります。
当該報告においては、県長寿介護課にご確認をいただきますようお願いいたします。

3.身体拘束廃止未実施減算【※（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所】

（1）身体拘束廃止未実施減算の概要

介護保険事業所での身体的拘束等の適正化を図るため、「短期入所系・多機能系サービス」において、（2）に記載の要件に該当した場合は、利用者全員について所定の単位数減算となります。

（2）減算に該当する場合

令和7年4月1日から、以下の措置を行っていない場合は、利用者全員について減算となります。

- ・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

（3）減算の単位

所定単位数の100分の1

（4）減算の期間

（2）の事項に該当する事実が発生した場合、その翌月から改善が認められた月まで減算となる。

（5）改善計画の提出について

（2）の事項に該当する事実が発生した場合、事業所は速やかに改善計画を市町村長に提出し、その日から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告を行う。